

## 3章．都市計画に関する基本方針

### 1．土地利用に関する基本方針

#### (1) 土地利用の方針

##### 1) にぎわいある商業業務地の形成

都市拠点においては、市民生活の支援に資する商業サービス・交流等機能の集積強化と土地の高度利用を進め、中心商業業務地の形成を図ります。

また、近隣拠点においては、地域住民とのふれあいとにぎわいあふれる商業機能の強化を進め、近隣商業地の形成を図ります。

##### 2) 周辺環境と調和した沿道業務サービス地の形成

主要幹線道路及び幹線道路沿道等においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、立地性をいかした自動車関連サービス機能及び沿道商業業務サービス機能の計画的な立地誘導を進め、沿道業務サービス地の形成を図ります。

##### 3) 活力と就業魅力ある工業地の形成

産業拠点及びその他既存工業地においては、周辺環境に配慮しつつ、工業機能の集積強化を進め、工業地の形成を図ります。

##### 4) 高速交通の結節点機能をいかした流通業務地の形成

流通拠点においては、周辺環境との調和に配慮した流通業務機能の集積を進め、流通業務地の形成を図ります。

##### 5) 多様な魅力ある住宅地の形成

計画的開発の住宅地等においては、良好な住宅地環境の維持・保全を図るとともに、緑化推進により一層の魅力づくりを進め、良好な住宅地の形成を図ります。

中心市街地においては、良好な環境やサービスを有した都市型住宅の導入等、魅力あふれる都心住宅地の整備強化を図ります。

市街地周辺の住宅地においては、ゆとりある住環境の創出や農地や山地等の自然環境と調和したうるおいある住環境の向上を図ります。

## 6) 農地的土地利用の保全・整備

農地においては、景観保全に配慮した生産基盤整備を進めるとともに、農業体験や観光と結びついた農業振興を推進し、良好な田園環境と集落環境の共生を図ります。

鴨部川流域の田園地域は、河川の水辺環境と樹林地と一体的にうるおいある環境形成を図ります。

## 7) 自然的土地利用の維持・保全

山地においては、山林荒廃を防ぎ、森林資源の育成・活用を進めるとともに、無秩序な開発を防止し、自然緑地として保全を図ります。

## (2) 主要用途の配置の方針

### 1) 商業業務地

- ・国道 11 号と県道石田東志度線の交差点周辺地区において、広域的な商業業務機能の集積した中心商業業務地を配置します。
- ・JR 志度駅、ことでん志度駅周辺地区及び JR 讃岐津田駅周辺地区、長尾支所周辺地区において、市役所や支所の行政機能の集積もいかながら、主に周辺地域の日常生活サービス機能を担う近隣商業業務地を配置します。

### 2) 沿道業務サービス地

- ・国道 11 号沿道地区、主要地方道高松長尾大内線沿道地区及びその他幹線道路沿道地区において、農業環境及び住宅環境との調和を図りつつ、沿道商業系及び自動車関連等業務系の沿道業務サービス地を配置します。

### 3) 工業地

- ・工業集積の高い志度臨海部等において、既存工業機能の維持・高度化を図りつつ、周辺環境に配慮した工業地を配置します。
- ・高松東ファクトリーパークにおいて、自然環境の保全に配慮しつつ、高松自動車道の高速交通条件を活かした先端技術産業等の工業地を配置します。
- ・志度末工業団地及び東香川食品産業ファブリックにおいて、周辺の環境保全と調和した工業地を配置します。

### 4) 流通業務地

- ・志度インターチェンジ周辺地区において、その立地特性をいかした流通業務地を配置します。

- ・ 津田寒川インターチェンジ周辺地区及び津田東インターチェンジ周辺地区において、今後の土地利用動向を見ながら周辺環境と調和した流通業務地の配置を検討します。

#### 5) 住宅地

- ・ 志度、津田、高松長尾大内線沿道の各市街地において、住環境に配慮した住宅地を配置します。
- ・ 特にオレンジタウン等の計画的な住宅開発地において、良質な住宅地を配置します。

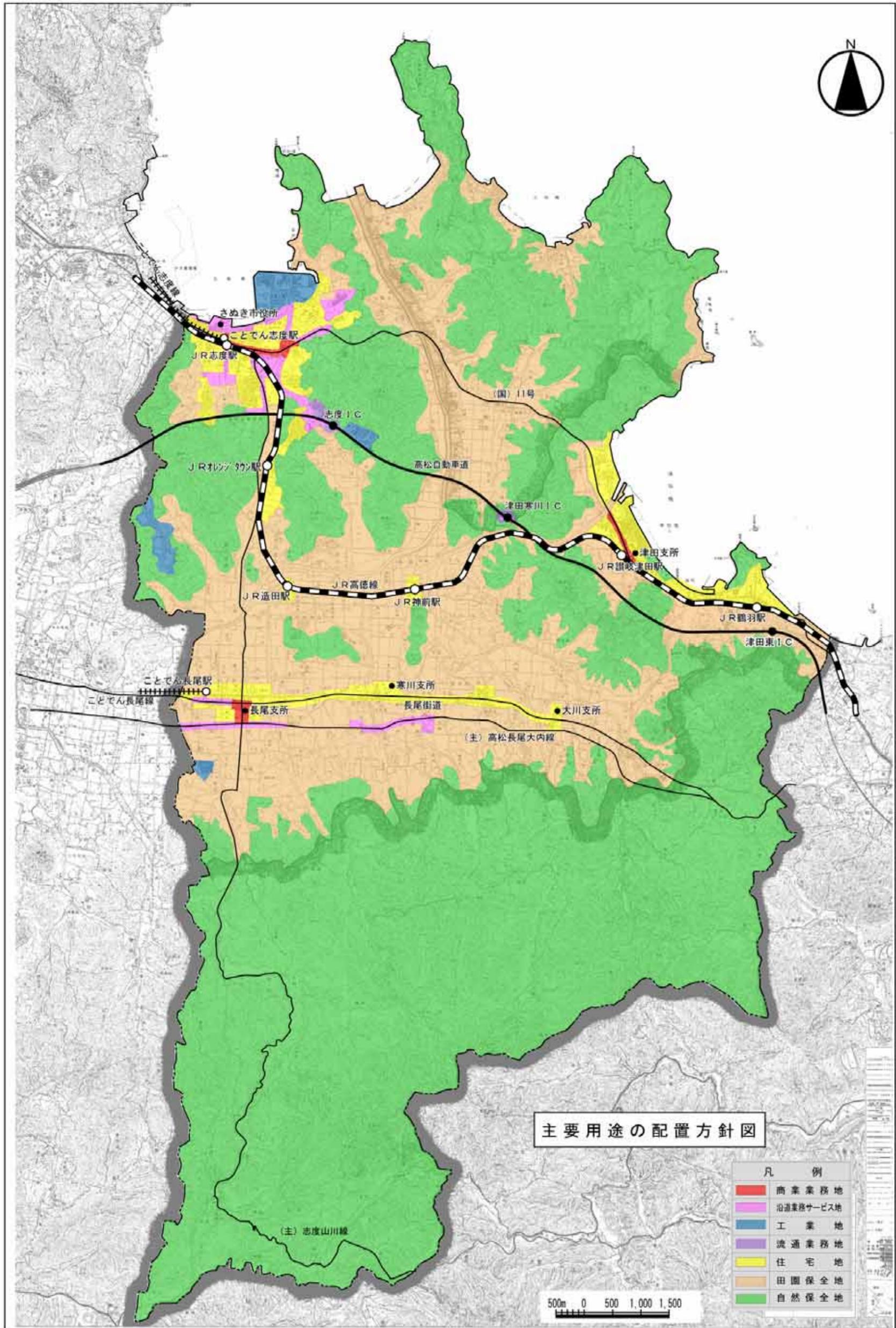
#### 6) 田園保全地

- ・ まとまって広がる農地や集落が点在する農地において、農業環境の保全を第一に考え、集落環境と調和したのどかな田園風景を維持した田園保全地を配置します。

#### 7) 自然保全地

- ・ 市街地周辺及び北部や南部に広がる丘陵山地において、自然環境を保全・活用した自然保全地を配置します。

主要用途の配置方針図



## 2. 都市施設の整備に関する基本方針

### 2 - 1. 交通施設整備に関する基本方針

#### (1) 交通施設整備の方針

##### 1) 体系的な幹線道路のネットワーク形成

都市軸の形成に向けて、体系的な幹線道路網の整備を推進します。

特に、都市内の南北方向の幹線道路としての県道石田東志度線の改良及び主要地方道高松長尾大内線までの延伸を含めた整備と、東西方向の主要幹線道路としての主要地方道高松長尾大内線の整備(4車線化)、主要地方道三木津田線の改良を含めた整備、及び国道11号の慢性的な交通渋滞の緩和のため主要地方道高松志度線の延伸を含めた整備を推進します。

##### 2) 土地利用整備と一体となった総合的な交通基盤の整備

土地利用に対応した地域内交通と通過交通の円滑化、駐車・駐輪場の適切な配置誘導等、土地利用整備と一体となった総合的な交通基盤の整備を進めます。

##### 3) 身近な道路の整備

近隣住区内の生活交通の円滑化や防災性向上のため、主要生活道路等の整備を進めます。

十分な道路幅員がないまま宅地化が進む等生活道路の整備が立ち遅れている地区においては、建物等の更新時期に併せて、順次、生活道路の拡幅を図ります。

##### 4) 安心・安全な魅力ある道路環境づくり

すべての人が安心して快適に通行できるユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間づくりを進めるとともに、道路の緑化や景観美化等により、うらおいと魅力ある道路環境づくりを進めます。

また、犯罪等の被害に遭わないように防犯設備の整備推進を図ります。

##### 5) 公共交通機関の利便性の強化

高齢社会への対応や環境負荷の少ない交通体系の確保の観点から、さぬき市コミュニティバス運行の充実を図るとともに、高齢者や障害者も利用しやすい低床式循環バス等の導入についても検討を進めます。

鉄道駅における駅前広場、駐輪・駐車場等の整備等交通結節点機能の強化を図ります。

##### 6) 防災道路としての強化

地震、水害、火災等の災害に対して道路が機能を果たすように、防災に配慮した道路整備を進めます。

## (2) 道路の配置の方針

### 1) 自動車専用道路

2003年(平成15年)3月に県内区間の全線が供用された四国横断自動車道(高松自動車道)は、四国縦貫自動車道や瀬戸中央自動車道等と連絡して、四国各県や環瀬戸内交流圏の各都市圏との広域的なネットワークを形成する交通軸として位置付け、今後、主要幹線道路との連携を強化し、利用促進を図ります。

### 2) 主要幹線道路

自動車専用道路と連携し、都市間交通や通過交通等の比較的長距離の交通を大量に処理する主要幹線道路として、国道11号、国道377号、県道高松志度線(都市計画道路津村八丁地線、延伸を含む)、主要地方道三木津田線(一部改良含む)、主要地方道高松長尾大内線を位置づけ整備を促進します。

### 3) 幹線道路

主要幹線道路間を南北に結び各拠点へアクセスする南北方向の幹線道路として、主要地方道志度山川線、県道石田東志度線(主要地方道高松長尾大内線まで一部改良延伸する)、県道富田西鴨庄線、県道富田中鴨部線、県道富田中津田線、主要地方道津田川島線を位置づけ整備を促進します。

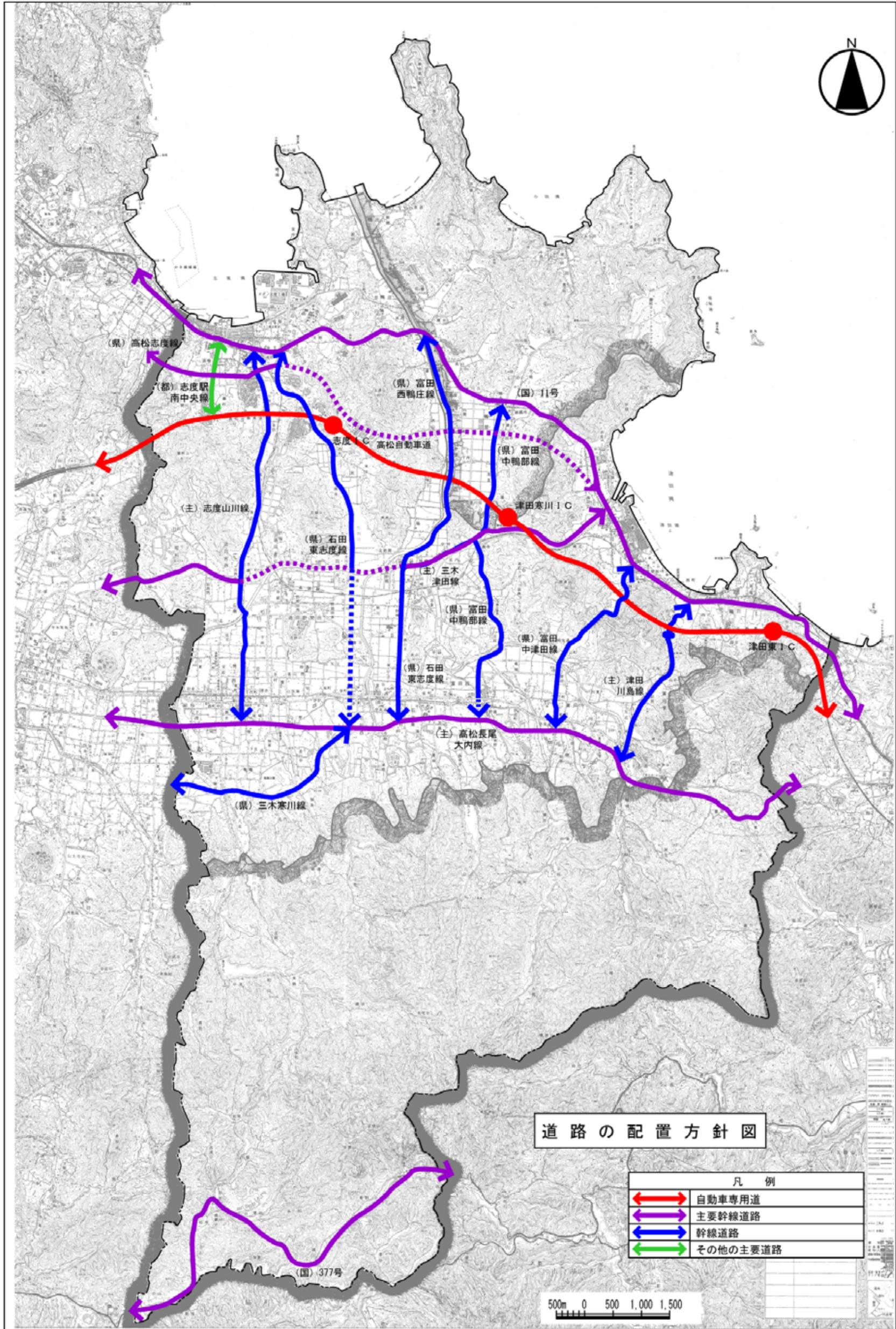
また、東西方向の幹線道路として、県道三木寒川線を位置づけ整備を促進します。

### 4) その他の主要道路

JR志度駅南部の土地利用整備と一体に、都市計画道路志度駅南中央線の整備を促進します。

また、市域内の各地域を連絡する主要生活道路等の整備を促進します。

道路の配置方針図



道路の配置方針図

凡例	
	自動車専用道
	主要幹線道路
	幹線道路
	その他の主要道路

500m 0 500 1,000 1,500

## 2 - 2 . 公園緑地整備に関する基本方針

### ( 1 ) 公園緑地整備の方針

#### 1 ) 身近な公園整備

日常生活における憩い、遊び等のレクリエーションの場となるよう、地域の実情に応じた街区公園や近隣公園等の身近な住区基幹公園の計画的な配置と整備を促進します。

また、農村集落地では、農村公園が多く整備されており、それらの活用と連携も図りながら、日常生活に必要な公園整備を図っていきます。

#### 2 ) 防災に配慮した公園整備

都市防災上の広域避難地や一次避難地等として必要な規模の都市公園を計画的に配置し、防災機能を強化します。

特に、既成市街地の住区基幹公園については、災害時の防災拠点としての重要な役割を担うオープンスペースであることから、計画的な土地利用や道路整備等と一体的に整備します。

#### 3 ) 防犯及びユニバーサルデザインに配慮した公園整備

高齢者や障害者、子供をはじめとする全ての市民が安全・安心・快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した都市公園を整備します。

また、犯罪等の被害に遭わないよう、防犯設置の整備や犯罪等防止に配慮した公園整備を進めます。

#### 4 ) 水辺をいかした公園・ネットワーク整備

鴨部川において、住民参加の河川清掃活動やあじさい植栽によって整備されたあじさいロード等もいかしながら、水辺の親水空間・散策ネットワークの整備を図ります。

津田川においても、河口部の水辺プラザ整備をいかしながら水辺の親水空間・散策ネットワークの整備を図ります。

また、亀鶴公園のような池や、前山ダムや門入の郷等のダム湖をいかした親水公園の充実や、ため池のえん堤の親水空間整備を促進します。

さらに、海岸線においては、自然海岸の保全と散策路、展望休憩施設等の整備を進めるとともに、志度港等の港湾においては、親水護岸、遊歩道等のウォーターフロント整備を図ります。

5) 工業地の修景緑化

工業地においては、周辺市街地の環境保全のため、緑地保全と敷地周辺の緑化を推進します。

6) 歴史文化資源をいかした公園・ネットワーク整備

四国八十八ヵ所のへんろ道や長尾街道等の歴史的資源の集積する地域において、志度寺、長尾寺、結願の寺大窪寺、富田茶臼山古墳、平賀源内旧邸等の歴史文化資源をいかした特色ある公園整備や歴史散策ネットワーク整備を図ります。

7) 健康増進等の特色ある公園整備

市民の健康増進、多様なスポーツ等の市民ニーズを取り入れた特色ある公園整備を図ります。

8) 特色ある広域公園整備

本市の歴史、自然特性をいかし、東讃地域の広域的な公園を市域内に位置づけ、その整備検討を周辺市町と連携しながら推進します。

9) 自然・歴史散策回遊ネットワークの整備

海、山の自然レクリエーション拠点、歴史観光拠点、へんろ道等をいかしながら、市内の多彩な資源にふれ親しみ、憩い、回遊できる自然・歴史散策回遊ネットワークの整備を進めます。

10) さぬき市らしい花と緑の修景整備

市内の主要道路の沿道や交差点、顔となる玄関口、主要な公共施設前等にさぬき市を特色付ける花と緑を植栽し、うるおいある環境を創出します。

(2) 公園緑地の配置の方針

公園の緑地整備の方針に基づき、都市基幹公園については、以下のように配置します。

本市の代表的公園である津田総合公園、みろく自然公園、長尾総合公園を市民のレクリエーション対応、市街地の環境保全、景観形成、防災強化の観点から、本市の都市基幹公園として位置づけ、その整備を図ります。

また、琴林公園（津田の松原）や間川三十二勝探勝公園、雨滝森林浴公園、亀鶴公園等は、市街地に隣接し、市街地の環境保全に大きく貢献している緑地であることから、その環境保全を図ります。

さらに、住区基幹公園については、既存の公園を活かしながら、以下のような方針のもと、今後具体的配置を検討します。

志度駅南部市街地、志度寺東部市街地及び志度中学校周辺市街地

- ・ JR 志度駅南口の地区整備に合わせた整備や、周辺農地等を活用して、街区公園、近隣公園の整備を検討します。

JR 造田駅周辺市街地及び JR 神前駅周辺市街地

- ・ 周辺農地等を活用して、街区公園の整備を検討します。

寒川支所周辺市街地及び大川支所周辺市街地

- ・ 周辺農地等を活用して、街区公園の整備を検討します。

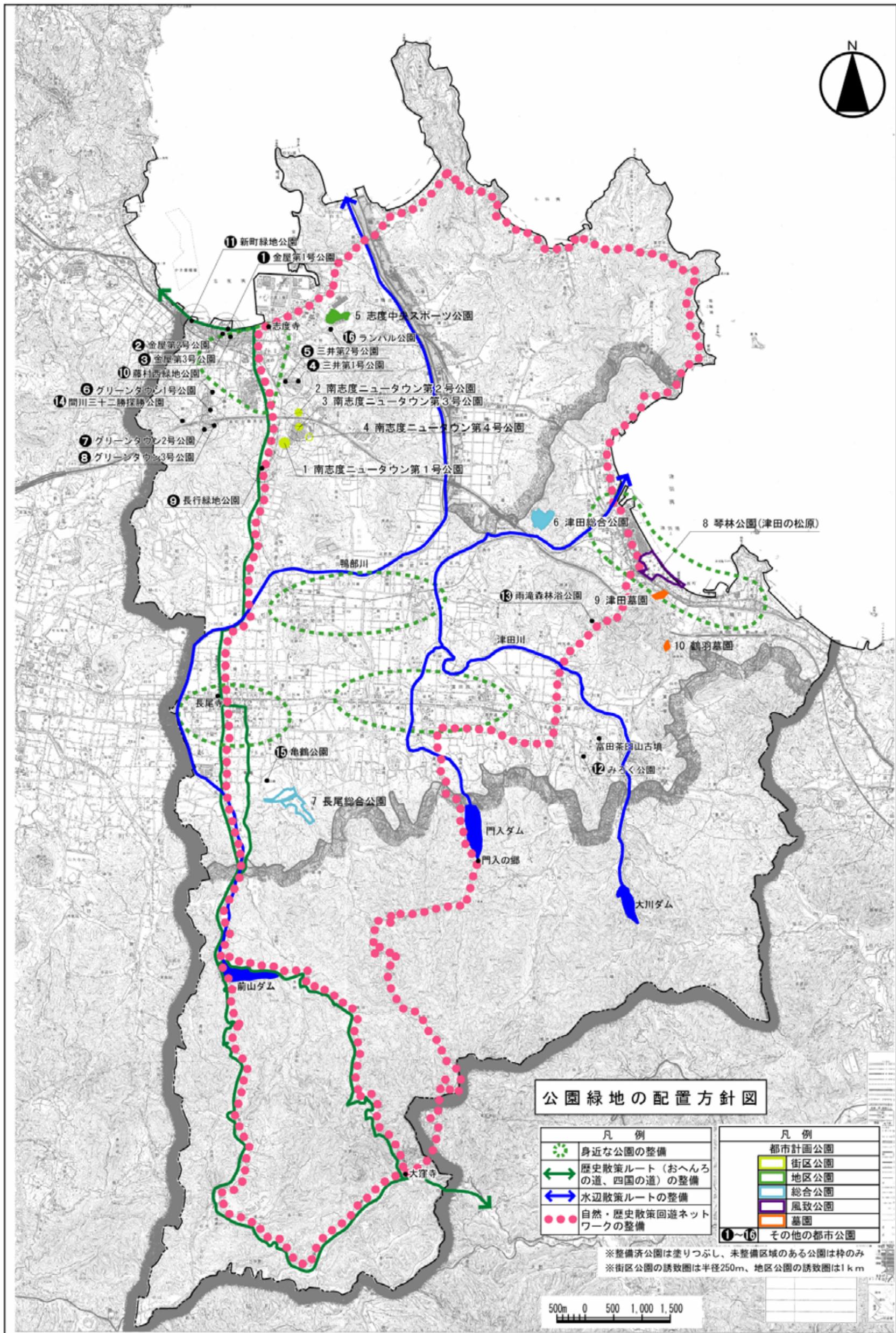
長尾支所周辺西市街地及び長尾支所周辺東市街地

- ・ 周辺農地等を活用して、街区公園、近隣公園の整備を検討します。

津田周辺市街地及び鶴羽周辺市街地

- ・ 周辺農地を活用して、街区公園の整備を検討します。

公園緑地の配置方針図



## 2 - 3 . 下水道等整備に関する基本方針

### ( 1 ) 下水道等整備の方針

#### 1 ) 計画的な下水道整備及び生活排水対策の推進

##### 公共下水道

下水道は、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るための基本的な施設であり、生活排水や産業活動等により生じた汚水を受け入れ、処理した後再び公共用水域へ戻すという水循環システムを健全に保つための重要な施設です。

上位計画である「流域別下水道整備総合計画」及び「香川県全県域生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や合併処理浄化槽とも役割分担を図りつつ下水道整備を推進します。

そのため、引き続き鴨部川流域関連公共下水道及び供用中の複数の単独公共下水道の整備進捗を図り、市街化の状況に応じて既整備地区の周辺から区域を拡大していくものとします。

#### 下水道施設配置

事業名	事業主体	処理場の配置
鴨部川流域下水道 (大川西部処理区)	県	さぬき市鴨庄
さぬき市流域関連公共下水道及び さぬき市流域関連特定環境保全公共下水道 (大川西部処理区 志度処理分区)	市	さぬき市鴨庄
さぬき市流域関連公共下水道及び さぬき市流域関連特定環境保全公共下水道 (大川西部処理区 長尾処理分区)	市	さぬき市鴨庄
さぬき市公共下水道 (津田東部処理区) (津田中央処理区) (津田西部処理区)	市	さぬき市津田町鶴羽 さぬき市津田町津田 さぬき市津田町津田
さぬき市特定環境保全公共下水道 (富田処理区) (田面処理区)	市	さぬき市大川町富田西 さぬき市大川町富田中

## 集落排水、合併処理浄化槽

公共下水道による処理対象区域以外の地区についても「香川県全県域生活排水処理構想」に基づき、集落排水の整備、合併処理浄化槽の設置等を推進し、快適な生活環境の実現や河川、海洋等の公共用水域の保全に努めます。

## 雨水排水施設

雨水による市街地の浸水を防止するため、汚水整備計画と調整を図りながら、浸水の危険性の高い中心市街地等から効率よく雨水排水を行うため、雨水排水ポンプ等を整備します。

## 2) 整備水準の目標

### 下水道普及率

2000(平成12)年	2010(平成22)年	2020(平成32)年
28%	約 55 %	約 70 %

「普及率」とは、処理人口/都市計画区域内人口(%)とする。

### 生活排水処理施設普及率

2000(平成12)年	2010(平成22)年	2020(平成32)年
50%	約 85 %	約 95 %

「普及率」とは、処理区域内人口/住基人口(%)とする。

## (2) 下水道施設の配置の方針

本市における下水道として概ね20年後までの整備を目指す主要な下水道施設の配置は「下水道整備計画図(汚水)」に示すとおりです。

## 2-4. 河川整備に関する基本方針

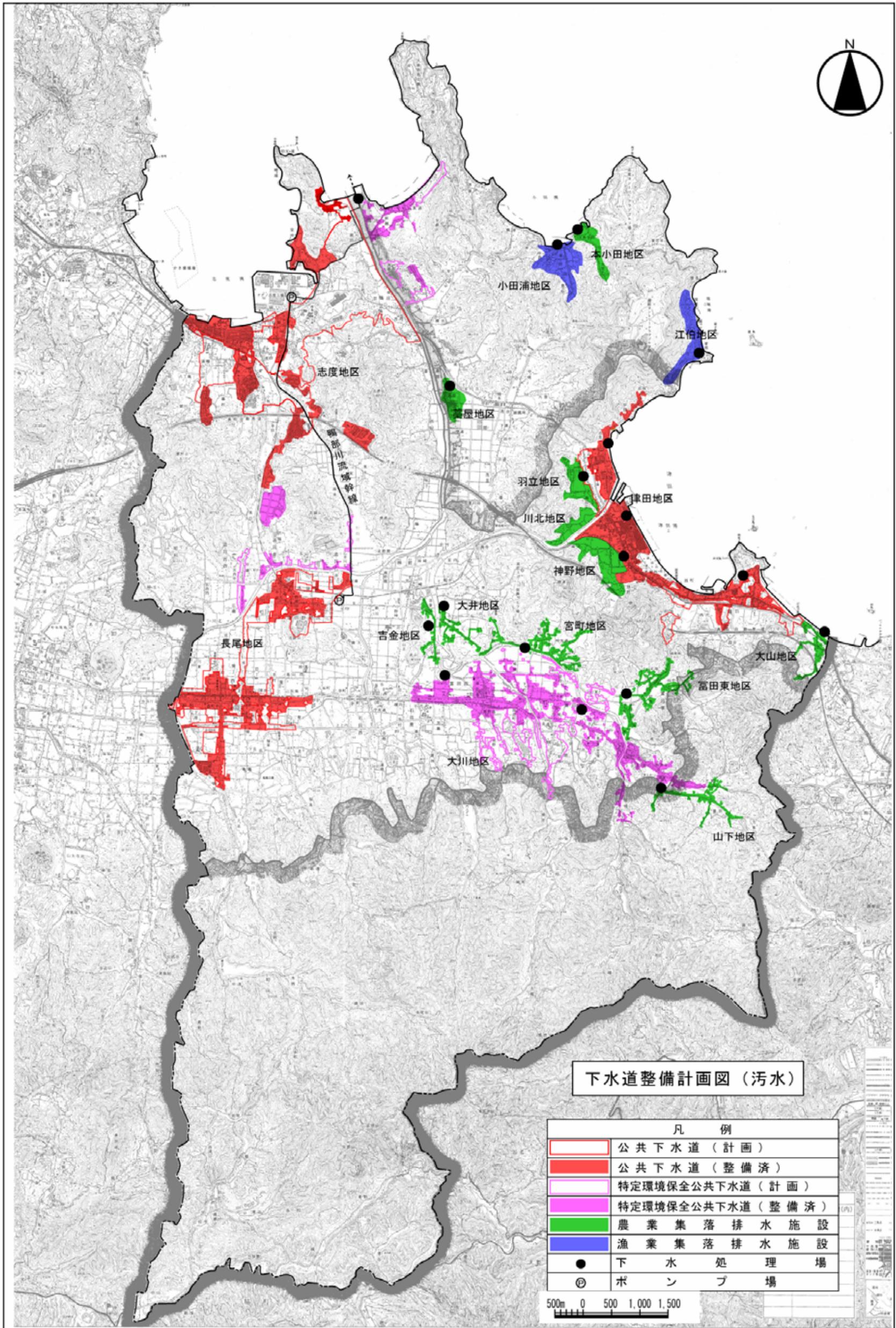
### 1) 治水と親水性に配慮した水辺整備

計画的な河川改修を図り、治水対策を推進するとともに、主要な河川において、水辺の景観整備、散策路づくり、憩いの空間整備等、市民に開かれたうるおいある水辺空間の再生を進めていきます。

特に、水害から市域を保全するため、鴨部川や津田川の河川改修等の事業を中心に計画的に河川改修を実施するとともに、親水性や自然環境に配慮した多自然型川づくりを推進し、良好な河川環境の創出に努めます。

また、鴨部川のアじさいロードや津田川の水辺プラザのような水辺に親しむ公園整備、散策路整備も進めていきます。

下水道整備計画図（污水）



## 2 - 5 . その他都市施設整備に関する基本方針

### ( 1 ) 医療・福祉施設の整備の方針

#### 1 ) 医療施設の整備と機能強化

さぬき市民病院に関しては、広域的な地域医療体制の強化のもと、保健・福祉・医療の中核施設として、その機能充実と施設整備を進めます。

また、医療技術の進歩や患者ニーズの多様化に対応して、CT 装置等の医療設備の整備や、小児夜間救急医療体制の充実、リハビリテーションサービスの充実等、地域に密着した医療体制の充実に図ります。

さらに、保健・福祉・医療の連携を図るため、総合的な福祉センター（保健福祉事務所）の整備・充実に新市民病院整備と合わせて検討を進めます。

#### 2 ) 子育て支援施設の整備・充実

安心して子どもを産み、育てられる環境を目指して、各地域密着の育児の相談指導や子育てサークル等の育成・支援、ベビーシッターなど子育て支援に関する情報発信・提供ができるように、保育所等を活用し、地域子育て支援センターを整備します。

また、保育所の整備や、幼保一元化(総合施設)に対応した保育所と幼稚園の統合についても整備充実を進めます。

さらに、小学校空き教室を利用した放課後児童クラブの設置や、児童の健全育成の活動の場となる児童館の整備充実も図ります。

#### 3 ) 障害者福祉施設の整備・充実

障害者の自立と社会参加の促進を図るため、障害者の需要に応じた事業の実施や、障害者やその家族における社会生活力を高めるための支援などを総合的に行うとともに、障害者福祉施設の設置、運営に対する支援について、継続的な検討を進めます。

特に、地域で生活自立支援をしていくために、精神障害者の日常生活を支援するグループホーム等の整備を進めます。

また、心身障害者の就労の場、協同と自立を促す小規模通所作業所の整備を進めます。

#### 4) 高齢者福祉施設の整備・充実

地域住民と連携して地域福祉事業の総合的推進と福祉サービス体制の効果的推進を図るため、福祉施設の整備・充実を進めます。

特に福祉面では、子育て、障害者、高齢者の福祉サービスの複合化、連携化が重要視されることから、施設の複合化、相互連携に努め、施設の有効活用と総合的な維持管理を図ります。

多様な在宅介護サービスに対応した施設の整備・充実を図るとともに、介護に頼らず、いつまでも健康でいられるように介護予防の支援の充実を進めます。

また、各地域での高齢者の生きがい対策、趣味、健康増進、教養の向上、高齢者ボランティア活動の拠点と交流の場となるように、ふれあいプラザの整備を進めます。

#### 5) 福祉に配慮した都市環境の整備・充実

道路、公園等の都市施設及び市街地の整備にあたっては、広幅員の歩道、歩道の段差を切下げ、手すりやスロープの設置された公園など、高齢者、障害者等あらゆる人々の快適かつ安全な生活活動に配慮した環境整備を進めます。

公共公益施設、ショッピングセンター、ホテル・旅館等の不特定多数の人々が利用する建築物については、高齢者、障害者等あらゆる人々が利用しやすくなるように、移動の障壁を取り除くことに努め、手すりやスロープの設置、車椅子や障害者の利用に配慮したトイレ、エレベーターの設置等の思いやりのある建築を、事業主体や関係機関の理解と協力を求めながら誘導します。

### (2) 教育・文化・コミュニティ関連施設整備の方針

#### 1) 学校教育施設の整備・活用

老朽化が進む学校校舎、屋内運動場等に関して、耐震診断の結果等を踏まえて、防災面からも施設の改修整備を進めます。

特に、学校施設は、教育学習の場であるとともに、災害時には避難所としての役割やコミュニティ活動等を支援する場ともなることから、地域の身近な公共施設としての役割を踏まえ、整備を図ります。

## 2) 学校教育施設の再編整備と有効活用の推進

少子化にともなう園児・児童・生徒数の減少や、教育環境の改善、向上に対応し、教育施設の適正配置、適切な整備・充実を図るため、幼稚園や小・中学校の再編整備、またその跡地となる施設の利活用等について、市民の意向等も踏まえ検討を行います。

また、国の幼保一元化総合施設等の動きに対応し、施設の相互連携を図り、効率的な運営に努めます。

## 3) 多様な学校教育、地域に開かれた学校の機能充実

子どもの生きる力と人間性豊かな心を育む教育を充実するため、IT 機器を導入した情報教育の充実や多様な教育活動の環境整備の充実を図ります。

また、地域住民にとって身近な公共施設であることから、地域に開かれた学校として、地域の生涯学習やコミュニティ活動等を支援する役割にも配慮し、学校と地域との連携を図ります。

## 4) 文化施設の整備・充実

本市固有の歴史文化を保全活用していくため、国指定史跡であり、四国最大規模の前方後円墳の富田茶臼山古墳をはじめ史跡等、文化財の保存整備を図ります。

また、平賀源内の偉業等を後世に継承し、さぬき市の文化振興を図るため、文化施設の整備を図ります。

さらに、歴史民俗資料館やおへんろ交流サロン等の郷土の歴史、民俗、文化等に関する資料館の整備充実を図ります。

## 5) 生涯学習施設の整備・充実

市民に多様な生涯学習機会を提供し、地域での生涯学習活動や市民の交流活動の充実を図るため、公民館の整備と市民講座の充実を図ります。

また、志度と寒川の図書館の蔵書等の充実を図ります。

6) スポーツ・レクリエーション関連施設の整備・充実

スポーツ・レクリエーション施設に関しては、市民の多様なスポーツ・レクリエーション活動の拠点となるよう努めます。また、適切な維持管理と効果的な運営が図られるように、施設の整理統合と整備・充実を進めます。

7) コミュニティ関連施設の整備・充実

既存の公民館、集会所等の適切な配置と機能充実を図るほか、隣保館の改修整備を進め、地域住民の交流活動、学習・啓発活動等のコミュニティ活動の拠点となるよう充実を図ります。

### ( 3 ) 上水道整備の方針

#### 1 ) 水源の安定確保

水需要の増加や湯水に対処するため、節水型社会づくりを目指すとともに、県の協力と連携のもと安定した水源確保に努め、県営水道の第 2 次拡張計画に合わせて、配水池整備を進めます。

#### 2 ) 上水道施設の適正管理

老朽管の取り替えや、老朽化した上水道施設の整備更新を進めます。

### ( 4 ) 環境衛生施設等整備の方針

#### 1) 廃棄物処理施設

ごみの減量化、省資源・リサイクル対策を推進するとともに、ごみの適正処理に向け、津田町クリーンセンター及び香川県東部溶融クリーンセンターにおいて、今後とも広域連携のもと、ごみの運搬体制、処理施設の維持管理と充実を進めます。

#### 2 ) し尿処理施設

し尿・汚泥の適正処理に向け、大川広域行政組合による広域的な収集、処理体制のもと、大川広域志度クリーンセンターの維持・充実に努めます。

#### 3 ) 斎場・墓園

さぬき市斎場施設の維持運営に努めるとともに、墓園についても市民ニーズを踏まえた適正な維持管理と整備・充実を推進します。

#### 4 ) 市場

香川県東部地方卸売市場に関しては、地域の青果物等の流通、卸売の中核施設として施設運営が図られるよう市としての対応に努めます。

### 3 . 市街地整備に関する基本方針

#### 1 ) 土地の高度利用等の促進

JR 志度駅、ことでん志度駅周辺地区においては、駅前広場等の整備と併せ、国道 11 号沿道の土地の高度利用を図り、商業業務施設の立地を促進します。

#### 2 ) 面的整備の促進

比較的農地が残り、かつ、良好な宅地供給を図るべき地区においては、交通基盤整備と併せて、土地利用の転換、面的整備を促進し、計画的な市街地形成を図ります。

#### 3 ) 老朽密集市街地の居住環境の改善

JR 志度駅、ことでん志度駅周辺地区の特に国道 11 号より北側の地区や津田地区のふるさと海岸西側においては、狭隘な道路や老朽化の進んだ住宅等が密集して多く見られることから、状況に応じて道路整備に合わせた一定の共同化・中層化を進め、安全で快適な居住環境の向上を図ります。

#### 4 ) 農住混在地区の環境改善

農住混在地区においては、農業環境の改善にも資する農地の計画的な宅地整備の誘導や農地の自然的環境としての活用を図り、うるおいある快適な市街地環境の向上を図ります。

#### 5 ) 用途混在の改善

住工混在地区においては、用途混在の改善や工場周辺の緑化等により市街地環境の向上を図ります。

#### 6 ) 地区計画等を活用した良好な市街地形成

生活道路その他の公共施設の配置等も含めて、建築物の形態・意匠・用途・敷地等の細かな規制・誘導が望まれる地区については、地区計画制度等の活用を検討を行います。

また、オレンジタウン等の計画的な住宅開発地においては、建築の促進を図り、良好な市街地形成を図ります。

さらに、主要地方道高松長尾大内線沿道等においては、無秩序な宅地開発を防止し、農業環境との調整を図りながら、道路整備に合わせた住宅、沿道業務サービス施設の立地を誘導し、良好な市街地形成を図ります。

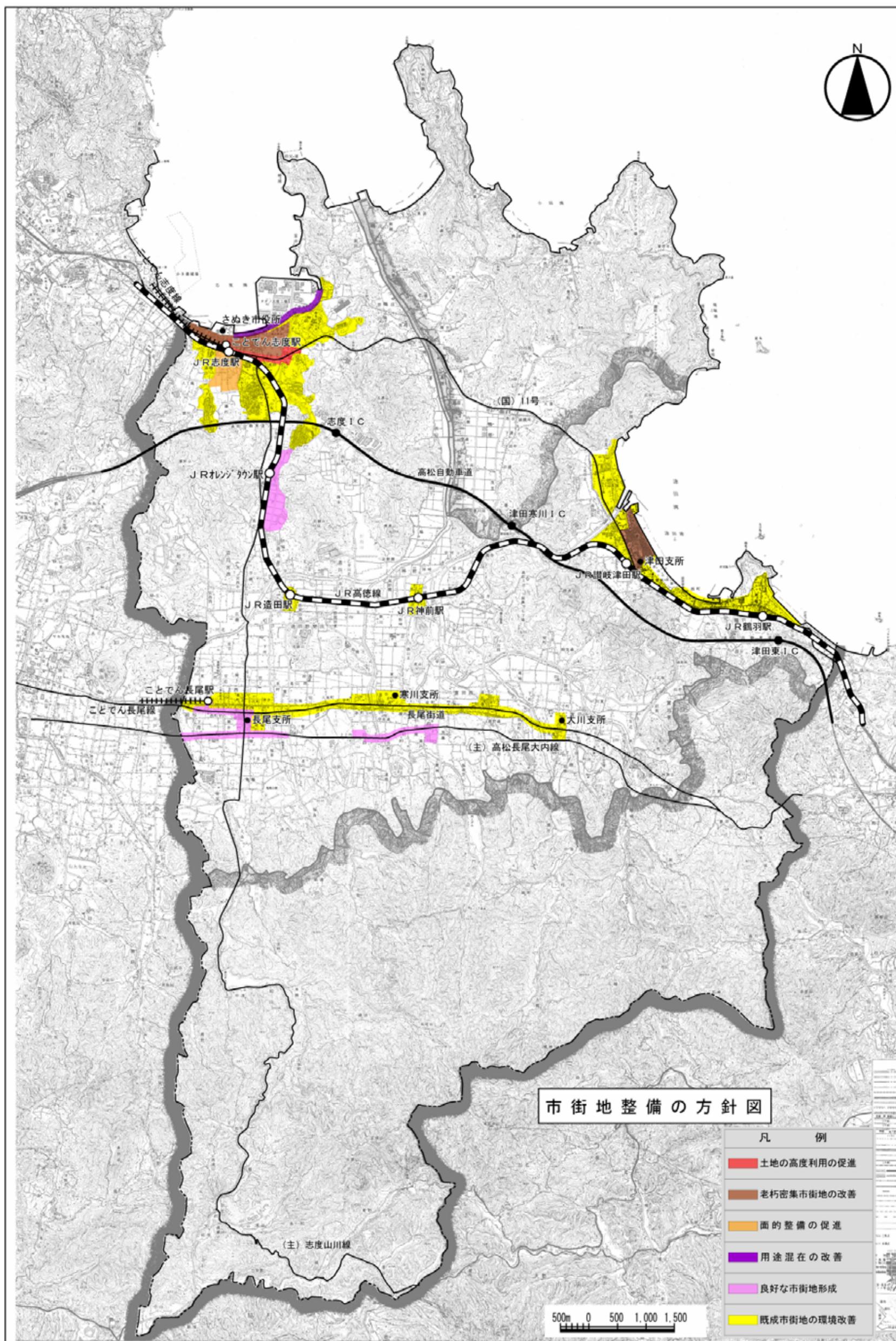
#### 7) 既成市街地の環境改善

既成市街地において、生活道路、公園の未整備、農地の混在による環境悪化等により居住環境の改善が必要な地区においては、順次建築物の建替更新や道路整備、開発に合わせて適切な建築・開発誘導を図り、地区の居住環境の向上を図ります。

#### 8) 臨港地区の整備促進

志度港や津田港に面した臨港地区において、港湾及び漁業関連施設等の維持管理に努めながら、周辺環境の調和を図ります。

市街地整備の方針図



凡 例	
<span style="color: red;">■</span>	土地の高度利用の促進
<span style="color: brown;">■</span>	老朽密集市街地の改善
<span style="color: orange;">■</span>	面的整備の促進
<span style="color: purple;">■</span>	用途混在の改善
<span style="color: pink;">■</span>	良好な市街地形成
<span style="color: yellow;">■</span>	既成市街地の環境改善

#### 4 . 都市景観に関する基本方針

本市の都市景観を構成している海、山、川、農地等の自然景観と調和した美しい風景づくりを基本としていきます。

##### 1 ) 山並みのみどり景観づくり

市街地背後の美しい山並み景観やスカイラインを生み出している丘陵山地の森林保全を図るとともに、四季折々に変化する森林の眺望を維持・保全します。

そのため、市街地からの眺望景観を損う無秩序な樹木の伐採等を防止し、適切な開発を指導するとともに、斜面地のコンクリート擁壁等の修景についても配慮するようにします。

##### 2 ) のどかな田園景観づくり

農地や集落が織りなすのどかな田園風景が残る地域においては、農業生産施設の近代化を進め、今後も都市近郊型農業の確立を図る一方、「農」と親しめる環境づくりとともに、良好な農地、集落地景観の維持・保全に努めます。

##### 3 ) 海辺の景観づくり

白砂青松を誇る津田の松原や大串半島一帯の自然海岸が残る地域の保全に努めます。また、埋立地等で人工海岸に変わっている地域では、海岸線の緑化や、遊歩道、憩いの広場等の水辺に親しめるウォーターフロント整備を進め、海辺の景観づくりに努めます。

##### 4 ) 河川・ため池のうるおいある水辺景観づくり

鴨部川や津田川、亀鶴公園、門入の郷、前山ダム等、河川、ダム湖、ため池等の主要な水系軸において、水辺沿いの道、河川敷、堤防、堤体等の緑化、景観整備、憩いの場づくりを進め、水辺を中心とするうるおいある景観づくりを進めます。

コンクリート護岸を出来る限り抑え、自然素材を活用した多自然型工法により、生態系にも配慮した自然的な河川やため池の水辺の景観演出に努めます。

#### 5) 地域の歴史に親しむ個性的な景観づくり

四国八十八ヵ所のへんろ道や古墳等の歴史的資源が点在する地区において、歴史に親しみ学べる環境づくりとともに貴重な歴史的資源の保存を図り、歴史的な町並みの景観整備を進めます。

#### 6) 市街地整備と連動したにぎわいある景観づくり

JR 志度駅、ことでん志度駅周辺地区等において、市の玄関口・顔としてふさわしい、駅前広場、道路・オープンスペース・建物等の調和のとれた質の高い景観形成をめざします。

JR 志度駅から市役所に至る道路軸は、シンボルゾーンにふさわしい沿道と一体となった通りの演出を図ります。

国道 11 号等、中心市街地のメイン通りにおいて、シンボル軸としてふさわしい道路景観の形成とともに、にぎわいが感じられる沿道のまちなみ景観を誘導していきます。

#### 7) 良好な住宅地の景観づくり

計画的な住宅開発地においては、道路、公園、緑、建物等の調和のとれた良好な住宅地景観の保全と向上を目指します。

#### 8) 周辺環境と調和した工業・流通業務地の景観づくり

工業・流通業務地においては、敷地周囲の緑化を推進し、周辺環境と調和した景観向上を目指します。

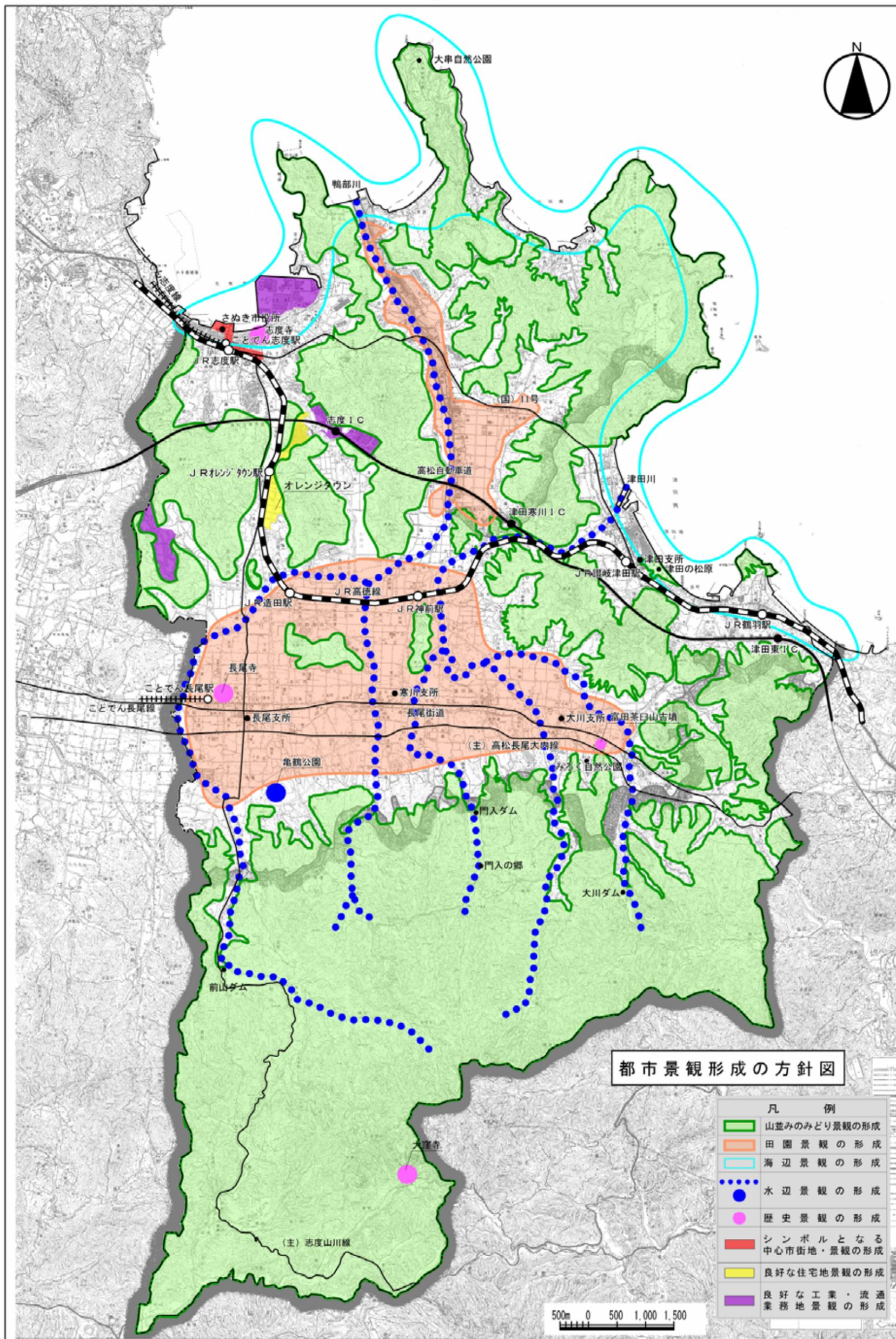
#### 9) 市民参加による魅力あふれた身近な景観づくり

民間開発や建物の更新時期に併せた建物の壁面後退によるオープンスペースの確保と沿道の緑化、工場等の大規模民間施設の緑化等、緑豊かな環境・景観づくりを進めます。

オープンスペースをいかした小広場・小緑地づくりや、花等をいかした魅力ある街並みづくり、宅地の生け垣化等、市民と行政の協働による魅力ある身近な景観づくりを進めます。

市民や企業の進める良好な緑化・景観整備や自主的な緑の管理活動について、支援の強化を検討していきます。

都市景観形成の方針図



都市景観形成の方針図

凡 例	
<span style="color: green;">■</span>	山並みのみどり景観の形成
<span style="color: orange;">■</span>	田園景観の形成
<span style="color: lightblue;">■</span>	海辺景観の形成
<span style="color: blue;">●</span>	水辺景観の形成
<span style="color: pink;">●</span>	歴史景観の形成
<span style="color: red;">■</span>	シンボルとなる 中心市街地・景観の形成
<span style="color: yellow;">■</span>	良好な住宅地景観の形成
<span style="color: purple;">■</span>	良好な工業・流通 業務地景観の形成

## 5. 自然的環境保全に関する基本方針

### (1) 自然的環境保全の方針

#### 1) 多様なみどり資源をいかしたうるおいある環境保全

瀬戸内海及び讃岐山脈を背景とした緑豊かな自然の多様性をいかし、うるおいとやすらぎの感じられる自然環境の保全を図ります。

また、自然と一体となったレクリエーション利用も図り、自然の中の憩い・ふれあい・健康増進や、生態学習のできる環境づくりを進めます。

#### 2) 河川・ため池等の水辺環境の保全

河川やため池等の水辺については、防災上支障のない限り緑化の推進や、緑の保全整備を図り、水生生物の生息環境の保全に努めるとともに、ホテルの育成・保護等生き物とのふれあいを通じた自然・生態学習の場づくりも進めていきます。

#### 3) 自然海岸環境の保全

瀬戸内海に面する砂浜、松林、自然海岸等は、瀬戸内海の景観保全として重要であるとともに、海辺生物の貴重な生息環境でもあり、海岸域の保全に努めます。

#### 4) 地域に根づいた緑の保全

市街地内の樹林地等について、総合的なまちづくりの視点から、まちなかの貴重な自然的環境として保全し、都市公園以外の公共の緑地としての活用も検討します。

また、社寺林については、古くから地域に根づいている郷土性豊かな緑として保全を図ります。

### (2) 整備水準の目標

緑地の確保目標水準

	2020(平成32)年
緑地確保目標面積	2,300ha
都市計画区域面積に対する緑地確保目標	約 30 %

「緑地」とは、自然公園地域、森林地域、施設緑地の面積の合計とする。

都市計画区域内人口1人あたりの都市施設としての緑地の確保目標面積

	2000(平成12)年	2010(平成22)年	2020(平成32)年
区域全体	29.1 m <sup>2</sup> /人	約 30 m <sup>2</sup> /人	約 36 m <sup>2</sup> /人

### (3) 主要な緑地の配置の方針

本市における緑地の系統別の配置方針を次のように設定します。

#### 1) 環境保全系統

都市の骨格を形成する自然的環境として鴨部川や津田川等の市街地を貫流する河川を積極的に位置づけ、河川沿いに分布する樹林地についても緑地としての整備・保全を図ります。

そのほか、良好な自然林、地形風土等、希少性、特異性の強い緑地、貴重な動植物の棲息地、文化財、名勝、天然記念物と一体となった緑地は積極的に保全していきます。

#### 2) レクリエーション系統

自然をいかした自然公園等の既存施設の整備拡充を進めるとともに、その自然や歴史、文化に親しむ場、心に残るような学習の場としての機能を拡充していきます。

#### 3) 防災系統

地震や火災等の災害時における安全性を確保するために、山地の樹林地を積極的に保全し、急傾斜地を保護し、自然災害の防止を図ります。

#### 4) 景観構成系統

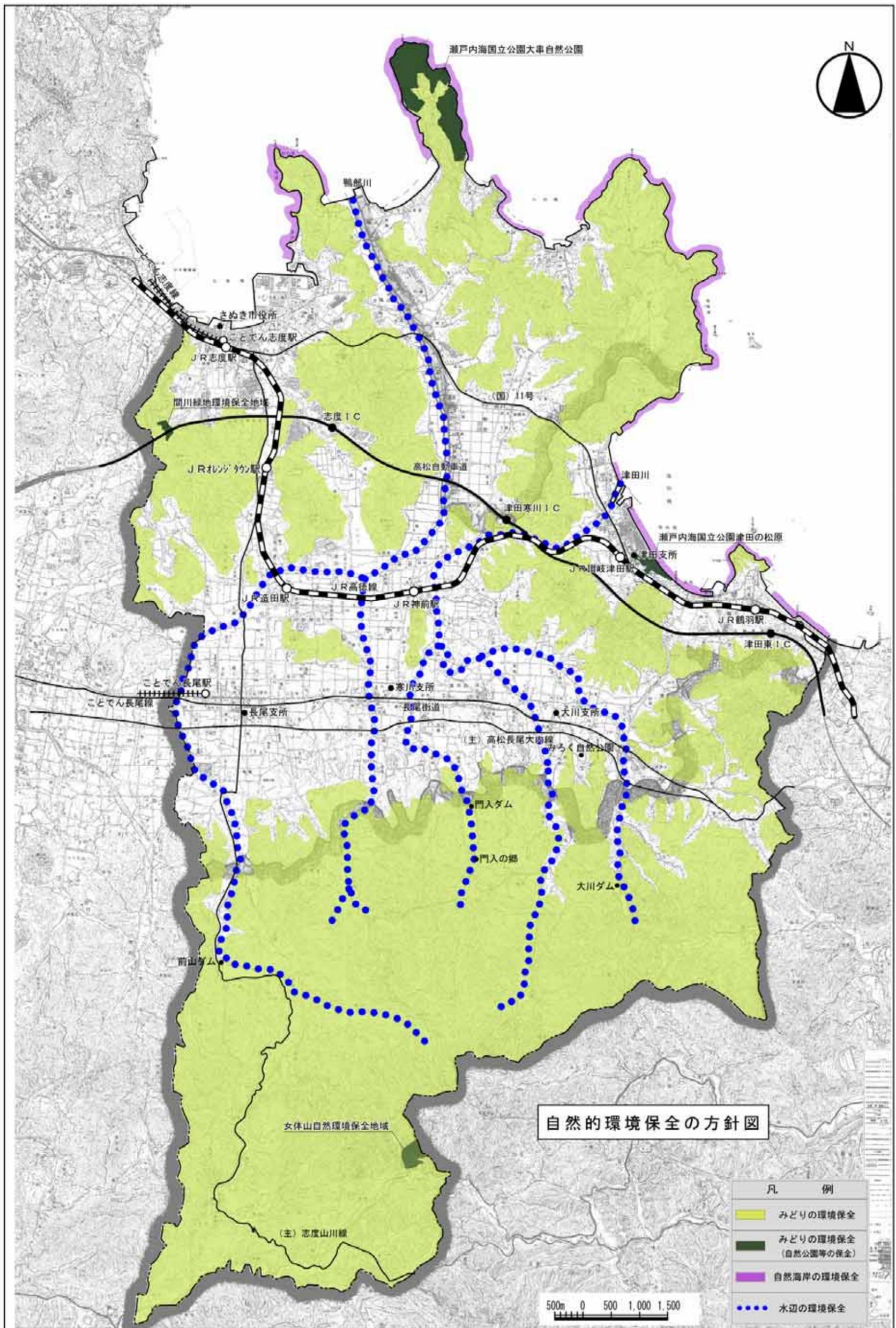
市街地に接する山地は、市街地からの景観のシンボルとして捉えられ、住民に与える緑の景観機能が特に強いことから、積極的に保全します。

また、市街地内の緑地や市街地に接する斜面緑地は、都市景観を構成する要素として保全に努めます。

### (4) 緑地の保全に関する実現のための具体的都市計画制度の方針

緑地の保全に向けては、県における「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」等と連携しつつ対応を図るものとし、臨海部の埋立地や開発による造成地等については、これらの地域を緑地推進地域に指定する等、計画的に緑化を進めるとともに、開発跡地についても緑化を促進します。

自然的環境保全の方針図



## 6 . 都市防災に関する基本方針

東南海・南海地震への対応が迫られている中、本市の市街地の一部では木造住宅の密集地での火災時の被害や、海岸部近くの海拔0 m地帯での高波、津波被害等防災上の課題を抱えている地区があります。

また、平成16年の台風16号では、高潮による浸水被害、23号では集中豪雨による山間部の河川の氾濫、土石流、土砂くずれ、浸水被害を受けており、水防対策も緊急の課題となっています。

これらの状況を踏まえ、都市防災の方針を以下のように定めます。

### (1) 災害に強いまちの基盤整備・充実

#### 1) 火災対策の充実

市街地においては、特に建物の不燃化や幅員6 m未満の細街路の整備を促進することにより、火災発生時の被害防止に努めます。

火災時の安全を確保するため、都市公園、防火帯、避難場所の確保、また道路網を整備し避難路の確保を図ります。

#### 2) 震災対策の強化

市街地では、ブロック塀の倒壊や看板等の落下を防ぐための安全性の点検と危険箇所の解消を図ります。

家屋の密集している市街地や多くの人の集中する施設が集積している地区では、道路や広場等のオープンスペースを確保していくことや、建物の耐震性や耐火性の向上を図るために、適切な建て替えや共同化を進めます。

#### 3) 高潮・津波対策の強化

海岸に面した場所では海拔0 m地帯もあることから、雨水排水処理施設整備による排水機能の強化や護岸や防潮堤の整備により浸水および高潮津波対策を講じます。

特に、ポンプ施設の整備・充実・管理により、河川排水対策を強化するため、老朽施設の建替えや高潮対策としてのポンプ場の整備を進めます。

#### 4) 治水対策の強化

山林が持つ水源かん養機能を重視し、その保全に努めるとともに、市街地拡大による山林の保水機能の低下に対し、防災調整池、土砂災害防止施設を配置し、降雨時の土砂災害防止を図ります。

河川流域全体のもつ保水、遊水機能の維持・向上を図るため、ため池の保全や河川の改修事業と調整を図り、治水安全対策を講じます。

市街地における浸水に対し、排水機能の強化を図るため、公共下水道および雨水排水処理施設の整備を促進するほか、道路や公共施設等の整備にあたっては、緑地の確保や雨水浸透性の高い舗装の採用を検討していきます。

#### 5) 治山対策の充実

崖くずれの危険性のある地区での監視を強化し、県と市の役割分担のもと必要に応じて擁壁や排水施設等の防災工事を進めます。

傾斜地等を含む地区での宅地造成にあたっては、県と市の役割分担のもと、必要に応じて安全性の高い防災措置を指導していきます。

### (2) 災害に強い防災体制の整備・充実

#### 1) 災害時初動体制・危機管理体制の強化

市地域防災計画に基づき、各種災害に対するより具体的な計画を定め、災害対策の推進を図るとともに、防災体制の強化、整備を進めます。

災害時の被災者の安全な避難誘導と避難所開設や、災害被災状況の確認連絡体制、被災者の救助支援体制、緊急物資援助支援体制等、災害拡大の防止と救済に向け、迅速な初動期の緊急応急対策が実行できるように危機管理体制を強化します。

#### 2) 避難体制整備・防災意識・啓発の推進

災害に強いまちづくりに向け、避難路、避難地等の防災基盤整備を進めるとともに、市民にそれを認知してもらい災害時の被災者の安全な避難手段を確保するため、土砂崩れ等の危険箇所や災害被災における避難所等を示した「(仮称)防災のしおり」を作成し全世帯に配布を行ないます。

また、災害発生時にとるべき行動等、防災知識・防災意識の普及、啓発を進めるとともに、災害に備え防災訓練の実施を行います。

#### 3) 防災体制・消火活動体制の強化

大規模火災に備え、消防水利体制を強化するとともに、消火、救助等の防災訓練の実施と、災害発生時にとるべき行動等防災訓練の実施と、災害発生時にとるべき行動等防災知識・防災意識の普及、啓発を図ります。

また、防火管理、消防用設備設置等を充実し、火災に対する建築物の安全性を確保するとともに、災害に強いまちづくりに向け、避難路、避難地等の防災基盤、施設整備を推進します。

#### 4 ) 災害時の援助体制の確立

災害時の人的・物的援助実施のため、ボランティア等各団体の有機的な連絡体制を確立します。また、援助物資を的確にかつ迅速に被災地へ届けるために、支援物資の指定、その取りまとめ、輸送経路等の連絡体制を明確化し、市民ボランティアの援助体制の強化を図ります。

#### 5 ) 自主防災活動の推進

地域住民がいざという時、ともに助け合えるよう自主防災組織の育成を図ります。

定期的防災訓練の開催や、住民への災害対策の意識啓発を推進します。

## 7. 住宅整備に関する基本方針

### (1) 良好な住宅・住環境の整備

#### 1) 良質な住宅供給の誘導

人口の定住を促進するため、民間事業者による優良宅地の分譲を推進するとともに、持家施策を推進するため、民間事業者による住宅・宅地の供給を促進します。

また、三世帯住宅や若年層・高齢者向け住宅など、多様な居住者層やニーズに対応した良質な住宅供給を促進します。

#### 2) 住環境の整備・充実

多様な居住者層が定住できる良質な住宅の整備とともに、公園や道路など生活基盤を支える施設の整備に努め、安心して住み続けることのできる住環境の形成を図ります。

また、地域の緑化、緑の保全や美しい街並みの形成に向け、地域住民の主体的な取り組みによる地区計画や建築協定等の導入を促進し、建替や新築時において、地域の特性にあわせた個性豊かなまちなみ景観の整備を図り、うるおいのある良好な住環境の形成に努めます。

#### 3) 防災、耐震に備えた住宅整備

大規模震災に備え、既存の住宅の耐震性等安全性の確保を図るため、耐震診断・改修等を市民に普及啓発し、防災意識向上と災害に強い住宅地環境の向上に努めます。

### (2) 高齢者・障害者に配慮した住宅・住環境の整備

#### 1) 高齢者・障害者に対する住宅政策の推進

社会的・経済的に弱い立場にある高齢者や障害者等においては、自力での住宅確保が難しい立場にあることから、各関係機関との連携を図りつつ、安心して住み続けることができる住宅を確保するための住宅施策を推進します。

#### 2) ユニバーサルデザインに配慮した整備の推進

高齢者や障害者等が安全かつ快適に生活できるよう、まちや住まいのユニバーサルデザインに配慮した整備の推進、誘導を図り、人にやさしい住宅・住環境整備を進めます。

公的住宅については、高齢者や障害者等が安全な生活を営むことができるよう、建替や改善等の事業に併せて、手すりの設置や段差の解消等を図ります。

一般の住宅においても、高齢者や障害者等の生活に配慮した住宅改善を支援する施策の充実に努めます。

### ( 3 ) 公的住宅の整備・充実

#### 1 ) 計画的な公営住宅の整備

住宅ストック総合活用計画に基づき、今後の市営住宅の役割を再整理した上で、地域の実情に応じたストック活用の理念、目標の設定を行い、建替・改善・維持保全等の適切な手法選択のもとに市営住宅の整備の促進を誘導していきます。

また、老朽住宅の建替整備に合わせて、団地の集約統合を検討し、適切な配置と各地区の世帯特性・バランスに配慮して整備を進めます。

さらに、中心市街地における都市型住宅や、良質な民間賃貸住宅等、良好な住宅供給の整備促進と誘導、支援を進めます。

#### 2 ) 高齢化社会に対応した整備・充実

今後、市営住宅の整備・活用を進めていくにあたっては、高齢社会への対応は不可欠となるため、福祉施策との連携を強化した対応策を検討していく必要があります。

具体的には、地区特徴を考慮しながら建替事業を実施する際に、シルバーハウジング住戸を供給していくことなどを検討します。

また、空家修繕の際に、住戸内のバリアフリー化や高齢者対応設備の設置を進めます。